



# 全国センター通信

毎月1日発行  
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  
 〒113-0034  
 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 発行責任者：岩永千秋  
 Tel (03) 5842-5601  
 Fax (03) 5842-5602  
 http://www.inoken.gr.jp  
 e-mail: info@inoken.gr.jp

## あやまれ・つぐなえ・なくせ アスベスト被害 首都圏訴訟提訴5年 総決起集会に全国から2500人

首都圏建設アスベスト訴訟提訴5年総決起集会は5月24日、「あやまれ・つぐなえ・なくせアスベスト被害」をかかげ、日比谷野外大音楽堂に2500人が結集して開催されました(首都圏建設アスベスト訴訟統一本部主催・全建総連後援)。

### 早期解決を求めたたかいのスピードを上げよう

人見大・同集会統一本部長(東京土建委員長)が、「私たちはこの5年間、アスベストの危険性を知っ  
 ていながら使用を禁止せず、建設労働者に大きな被害が出る事を予測しながら使わせ続けた国と建材メーカーの不当性を法廷の中で明らかにし、マスコミや世論にも訴えました。昨年の横浜地裁の判決は、私たちの被害と実態をまったく無視した許しがたい不当判決で、怒りの涙を流しました。東京地裁では、国の責任を認めさせ勝利判決を勝ち取り、全国でたたかっている建設アスベスト訴訟の仲間を励ました。アスベストは多くの私たちの仲間や建設労働者の命を奪い、さらにこの5年間で原告81人(集会時点)が亡くっています。現在、東京高裁でのたたかひに入っていますが、改めて私たちの実態を世論に訴え、必ず勝利判決を勝ち取り、早い段階で解決を求めてたたかひのスピードを上げていきます」とあいさつしました。

勝野圭二・全建総連書記長は、「判決によらずアスベスト被害者が救済されるよう政治に働きかけ、ノンアスベスト社会を実現させましょう」と訴えました。

### 全国の仲間と手を結び政治を動かす

集会には、佐田玄一郎(自民)・近藤洋介(民主)・小宮山泰子(生活)・笠井亮(共産)・福島みずほ(社民)各衆議員議員が出席し、あいさつを受けました。

また、アスベスト訴訟をたたかっている北海道・京都・大阪・九州・大阪泉南の各代表から決意表明を受けました。

首都圏建設アスベスト訴訟・宮島和男原告団表は、「私たちは、法廷の中でアスベストの被害の苦しい



日々の生活を語り、毎日迫りくる死と向き合い苦しんでいることを訴えました。遺族原告は、悲惨な闘病生活・愛する家族を失った苦しみを訴えました。この苦しみの根源は建設アスベストです。危険性を知りながら使わせ続け、利益だけを優先した国とアスベスト建材企業の責任があることは明らかであり許すことはできません。これ以上、私たちのような被害者・犠牲者を生み出さないために、全国のアスベストで苦しむ仲間と手を結び政治を動かし、アスベスト被害根絶と全面救済のためにたたかい続けます」と決意表明しました。

山下登司夫・弁護団幹事長からは、被害者1人ひとりの工事内容・どこでアスベストを吸引してしまったのかなど、勝利に向けて地裁よりも具体的に示した資料を提出したことが報告されました。

最後に、松森陽一事務局長の行動提起を確認。「総合的な対策を求め、勝利するまで全力でたたかひぬく」の集会決議を採択し集会を閉会。官庁街をデモ行進しました。(東京土建一般労働組合 奥野八志)

### 〈今月号の記事〉

過労死防止院内集会／単産担当者会議	2面
シリーズ 安全衛生活動交流(第19回)	3面
各地・各団体 千葉・長野・岡山・北海道・中四・京都・全労連・自治労連	4面～6面
香川・福地理事長産衛学会功労賞受賞／相談室だより	7面
厚労省「職場における腰痛予防対策指針」	8面

# 国連が日本に改善勧告、超党派の議員連盟発足へ 過労死防止基本法制定実行委員会が院内集会

## 国会議員・秘書50人が参加

「ストップ! 過労死 過労死防止基本法の制定を実現する集い」(以下 集い)が6月6日、衆議院第一議員会館地下会議室で行われました。268人が参加しました。また衆参の超党派の国会議員が28人出席し、「基本法」制定実現の決意を表明、秘書を含めると50人の参加でした。多くの国会議員の参加は過労死家族の会や過労死弁護団などによる精力的な議員要請行動の反映です。

議員挨拶の中で泉健太議員が「今月中に議連結成のための会合を開く。法案を早期に提出したい」と言明、他会派の議員も同趣旨の発言をしました。いよいよ「基本法」制定の議員立法を目指す超党派の国会議員連盟の誕生の見通しが明らかになり、会場は大きな拍手に包まれました。

## 国連社会権規約委員会の勧告に深い確信

「集い」では、森岡実行委員長が冒頭のあいさつで、国連社会権規約委員会の日本審査にあたって過労死防止の初勧告を日本政府に出したとの報告がされました。国際的な支援の力を得たものとして、参加者に深い確信を与えるものでした。これも現地ジュネーブに赴いた過労死家族の会8人、弁護士と支援者10人が寸暇を惜しんで働きかけた成果と言えます。その模様は「集い」の中で寺西全国過労死を考える家族の会代表によって報告されました。

## 「日本一社員を幸せにする会社」とブラック企業

「集い」の記念講演は「過労死の防止と企業経営の在り方—未来工業の経験から」と題して、未来工業株式会社相談役の山田昭男氏のユーモアあふれる「破格」なお話でした。「社員を日本一幸せに」をモットーに「日本



＜記念講演講師 山田昭男氏の熱弁に聴き入る＞

一多い休日」「定年は70歳でしかも賃金の減額なし」「全社員で、費用会社持ちの海外旅行」「勤務時間は午前8時半から午後4時45分まで。そして残業禁止」などなど。年間総労働時間が1640時間では、過労死発生の余地なしと参加者は大きくうなずいていました。一方ではどけちで経費削減を貫き、創業以来赤字に転落したことはなく、それどころか超優良企業として発展。社員のやる気を引き出す「哲学」に共感の拍手が送られました。

続いて「特別報告」の若者の労働・雇用に関する相談NPO法人POSEEの今野晴貴氏の「放置できない若者の過労死・過労自殺の激増—労働相談からみる若者の労働現場の実態」は、記念講演と打って変わってブラック企業などの資本の横暴さと冷酷さを具体的に告発し、またその実態を三類型化するなど、リアルさともにその理論化の熱意が伝わってきました。また5人の遺族の方々の訴えはいつもながら参加者の胸に深い感動の思いを刻む中身でした。

今回の「集い」は過労死防止の取り組みが国内でも、国際的にも大きな前進の画期を迎えることができたとの確信を与えるものでした。

(東京センター 色部祐)

## 労災、パワハラが増大するなか労組の活動がいよいよ重要

### 単産労安担当者会議 労働災害防止計画を学習

5月30日、全労連会議室で13年度1回目の単産労働安全衛生担当者会議を開きました。化学一般、民放労連、国公労連、日本医労連、JMIU(順不同)の5単産と、全労連、事務局・主催者、講師の合計12人が出席しました。

全労働省労働組合の南和樹中央執行委員を講師に、第12次労働災害防止計画(「12次防」)について学習しました。講師は、「12次防」の特徴として、第3次産業、特に小売業、社会福祉施設、飲食店を最重点業種に、道路貨物運送事業を重点業種に位置付け、健康確保・職業性疾病対策では、メンタルヘルス対策、過重労働対策を重

点に掲げていることを紹介。問題点として、課題を解決する具体的施策に触れていない点を指摘。専門性の高い行政職員の増員が不可欠であると付言しました。

岩永千秋全国センター事務局長が、労働災害、パワハラが増加など働く人びとの健康をめぐる状況についてふれ、安定した良質な雇用の実現と働くルールの確立、安全衛生委員会の活性化など、労働組合の活動がいよいよ重要になっていると報告。民放労連の東京・三田労基署との懇談など、各単産の取り組みが報告・交流されました。

(全国センター 岩永千秋)



# いっそうの取り組みの充実をめざして

—— 2011年以降の新たな展開 ——

自治体「構造改革」のもとで、大幅な人員削減、臨時・非常勤職員の増加、自治体職場の委託・民営化がすすむもとで、長時間過密労働やメンタルヘルス不全の大幅増加、さらには重大事故なども発生するに至っています。東京自治労連では労働安全衛生活動推進委員会を定期開催し、年間方針、および四半期ごとの方針を意思統一し、年1回の労働安全衛生活動交流集会を軸とした取り組みで、各単組の悩みや活動の交流をすすめています。

## 継続して取り組んだ非正規労働者の取り組み

自治体に働く臨時・非常勤職員は、年々増え続けていますが、その仕事は正規とほぼ同等の内容となっています。これらの労働者にも労働安全衛生法が適用されますが、十分にその状態を把握できる条件が整っていません。

東京自治労連では臨時・非常勤職員の労働安全衛生活動を前進させるには、当該労働者から安全衛生委員会の委員を選出することが欠かせないという方針を掲げてきました。同時にそこに至らない場合でも労働組合の労働安全衛生活動推進体制に、臨時・非常勤職員の代表を含めて取り組みをすすめるよう呼びかけてきました。

継続して取り組む中で、保健医療公社（東京都の外郭団体）のある病院で非常勤の看護助手が委員として選出され、自治体の職場でもあらたに保育の専門部会（安全衛生委員会に準拠した組織）に非常勤職員が安全衛生委員として選出されました。今後、いっそうこの経験を広げることが求められています。

## 抜本改善が求められる少数職場の労働安全衛生活動

以前は安全衛生委員会が設置されているもとの運動の提起、また少数職場でも保育所など同職種・同条件職場を統合した、安全衛生委員会の設置を要求するなどの取り組みをすすめてきました。その中で臨時・非常勤職員を含めると50人以上であることが明らかになり、委員会を設置するなどの前進もありました。

しかし自治体には多くの50人未満や10人未満の職場が存在しているにもかかわらず、これらは自治体全体の安全衛生委員会のもとに集約され、取り組みが不十分でし

た。

労働安全衛生法・規則には、50人未満職場では衛生推進者の設置が義務づけられていますが、施設長が担っている場合が多く、衛生推進者としての役割を担える状況ではありません。また10人未満職場でも労働者の安全や健康について聴取する場を設置することとなっていますが、これもほとんど行われていません。

そこで衛生推進者の責務を担うよう求めること、あるいは労働組合員が研修扱いで講習を受けて衛生推進者の資格を取得し公務でその職務を担うこと、10人未満職場では労働安全衛生について意見を聞く特別の会議の場を設定することなどを柱とした方針を確立し、すべての単組と意思統一を行いました。この取り組みは緒に就いたばかりであり、今後の強化が求められています。

## 継続発展する保育職場の取り組み

保育部会の労働安全衛生活動推進委員会では、健康アンケートや春闘アンケート、腰痛の実態調査をふまえて、保育職場の腰痛はきわめて深刻であることを明らかにし、腰痛対策の取り組み方針を確立しました。また本来自治体当局が実施すべきですが、部会として腰痛予防となる作業方法を示した「腰痛パンフ」を作成し、すべての職場での活用をめざしています。さらに主に0歳児保育に従事する保育園看護師についての調査・取り組みもすすめています。これらの取り組みを厚生労働省の腰痛予防指針改訂に伴う資料に反映させるべく、厚生労働省要請も実施してきました。職種別の取り組みをいっそう前進させることが重要です。

今後、安全衛生教育の充実、安全衛生委員会の月1回の開催、毎週あるいは毎月の職場巡視の実施など、法で定められているにもかかわらずあいまいになっている多くの課題について、確実に実施させていく取り組みが求められています。安全衛生教育のあいまいさ、職場巡視の不十分さが重大事故につながります。東京自治労連は、いっそう取り組みの充実をめざします。

(東京自治労連 喜入肇)

『働くもののいのちと健康』別冊

# 精神障害の労災・公務災害資料集1・2

これからの労災認定実務に必携です！

■精神障害の労災認定実務要領

■公務災害の精神疾患認定基準について

1セット=3,000円（送料実費\*10冊以上の場合、センター負担）

◆申込みは、いの健全国センター ☎：03-5842-5601 FAX：03-5842-5602 まで。

**各地・各団体のとりくみ**

**岡山**

**高梁市職員森さんの過労死が確定  
公務災害補償基金の「公務外決定」を取消**

2004年7月、高梁市（たかはし）職員森宏之さん（当時40歳）が、くも膜下出血を発症し死亡したのは公務による過労が原因であると



判決後記者会見をする原告の森貴美さんら

した岡山地裁判決（12年8月）を高裁でも追認。基金が5月10日までに上告を断念したことから、地方公務員災害補償基金の「公務外決定」の取消が確定しました。

森さんは、職場で唯一の文化財専門職として、重要文化財の保存・復元整備、文化財保護行政を担っていました。また、休日返上の緊急調査、全国レベルの研究会開催準備の中、440頁にも及ぶ調査報告書の執筆・編集等に連日追われ、職場で倒れました。しかし、基金はこれら時間外労働を承認済みと「合理的に推認できる時間」だけとし、認定基準を大きく下回り、「公務過重性の認定基準によって判断すべき」と主張。

高裁判決は、他市との補助事業数と専門職員数を比べ、高梁市5事業で1人、倉敷市が4事業で3人、岡山市が6事業で12人など業務の過重性を追加認定し、一般業務の「財務会計業務」の担当、「日中は現場に出たり、来客との対応が多く」昼休み、就業後、自宅での書類作成等の時間外勤務があることを追認しました。

さらに、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会の「専門職員の研さんや研究機関等との連携が必要である」との報告を認めて、これらの業務を認定しました。認定時間外労働は、1カ月前で141時間、6カ月前計で696時間12分でした。

判決後、記者会見した妻の貴美さんは、「苦しいことやつらいことも沢山あった一皆さんがいてくださったからこそ今日の日をむかえることができました。過労死をなくしてほしい」と訴えました。これは、県内の多くの新聞、テレビが大きく報道しました。

（岡山県労災職業病・過労死連絡センター 藤田弘起）

**長野**

**健康を守るためにも、憲法を守る活動が重要  
総会と学習交流集會を開催**

いの健長野センターの第14回総会と「第6回健康で安全に働くための学習交流集會」を、5月18日に松本市勤労会館で開催しました。古畑理事長は挨拶で、「非正規の不安定雇用労働者が増え、そのことが正規雇用労働者の労働条件の悪化をもたらしている。いの健センターの役割は大きくなっており、運動を前進させて少しでも良くしていきたい。また憲法9条が危ない。いのちと健康

を守るためにも憲法を守る活動が重要になっている」と訴えました。議案提案をうけて各団体・個人の活動の報告・交流がされ、提案された活動方針、決算・予算、新年度役員すべての議案が承認されました。

「第6回健康で安全に働くための学習交流集會」では、岩城稯弁護士（過労死防止法制定全国実行委員会事務局長）から、「過労死をなくすために過労死防止基本法の制定を今こそ」と題してお話しをいただきました。過労死や過労自殺が増えている原因の一つには労基法の欠陥がある。最近では、リストラ部屋やロックアウト解雇などが横行し、ブラック企業が跳梁跋扈している。まじめに働く人から倒れていく不条理は許されない。過労死・過労自殺をなくすために、「過労死防止基本法」の制定をすすめたい。「100万署名」の推進、地元国会議員への働きかけ、自治体請願で地方からも世論を大きくすること。長野県は労働事件や過労死裁判で成果を上げていることから、運動の前進を期待する。と熱く訴えられました。学習会には50人が参加しました。

（長野センター 菅田敏夫）

**千葉**

**健康を破壊する法改正に反対決議  
いのちと健康千葉センター第15回総会**

5月18日、船橋市勤労市民センターでいのちと健康を守る千葉センター第15回総会が開かれ、29人



あいさつする岡田朝志理事長

が参加しました。総会は、長井常任理事（全教）の開会あいさつに始まり、来賓の挨拶後、議事に入りました。①千葉民医連・川村氏「職場の労安活動について」②建交労職支部・富岡氏「じん肺基金制定の取り組み」③千葉勤医労・松田氏「健康対策委員会報告」④全教千葉・長井氏「統一要求書」⑤建交労県本部小澤氏「24tトラック運転手過労障害労災裁判」⑥田中氏「SE労働者メンタルヘルス不調労災裁判」⑦三宅氏「水機テクノス過労自死労災裁判・SEメンタル不調労災裁判」⑧吉村氏「教員の上肢障害公務災害裁判」⑨脇村氏、千葉職対連の活動⑩千葉土建・丸山氏「アスベスト対策」⑪JAL不当解雇撤回裁判原告・森氏「不当解雇撤回裁判」⑫成田日赤労組・鈴木氏「安全衛生活動」⑬県国公・石井氏「労働局の状況」⑭郵政ユニオン・岩井氏「配達職場の現状と組合活動」と、14人が発言。終了時間間際まで熱心な討論が行われました。討論の途中でかけつけた岡田理事長があいさつを行いました。提案された総括・方針・決算・予算などすべての議案が満場一致で採決されました。

（「千葉県センター通信」より）



**各地・各団体のとりくみ**

**中・四国 156人が学び交流する**  
第5回中四国ブロックセミナー

6月1～2日、広島市アークヒルホテルで第5回中四国ブロックセミナーが開かれました(写真)。中四国9県



から156人が参加しました。現地実行委員長で結成10周年を迎えた広島いのちの健の青木会長が「10年前にセンターを結成し、西日本セミナーを開催しましたが、こうして中四国ブロックセミナーと発展して開催されています。最近原発被ばく労働者を診察しましたが、原発も国民のいのちと健康を脅かすもので、被爆地としても原発反対の運動にも連帯したい」と挨拶。全国センター福地理事長は、「15年を迎えた全国センターの中長期の展望を検討していますが、活動家の育成があります。こうしたセミナーの強化や『カレッジ』などを検討。もう一つは全県に地方センターを確立することをめざします」と挨拶しました。基調講演は、東京社会医学研究センター理事の村上剛志氏による「ここまできた労安活動の成果と今後の課題」。基調講演のあと6つの分科会にわかれて学習交流をしました。島根からセンター結成への決意も示され充実したセミナーとなりました。

(「いのちと健康 中四国セミナーニュース」より)

**京都 「過労死はあってはならない」**  
みんなで過労死を考えるつどい開催

長時間・過重労働によってもたらされる過労死・過労自死の防止を目指して、「み



講演する今野さん

なで過労死を考えるつどい」が5月11日、京都市の京都アスニーで開かれました。過労死遺族の方々はじめ、市民や学生、労働組合の役員、弁護士や市議員など65人が参加しました。

主催は、過労死防止基本法の制定を目指す京都実行委員会(委員長、脇田滋・龍谷大学教授)で、記念講演に、労働相談に取り組む学生らでつくるNPO法人「POSEE」の今野晴貴代表が、「ブラック企業 日本を食いつぶす」と題して、その実態を告発し、「過労死防止基本法」の制定が「求められる」と訴えました。

講演の後、京都実行委員会事務局長の古川拓弁護士が、パワーポイントを使って現在の過労死やうつ病の発症の実態、労災の認定件数などを紹介しつつ、他の基本法にもふれながら、労働に関する過労死防止の基本法の制定の重要性について、報告しました。

全国過労死家族の会代表の寺西笑子さんが、4月29日、社会権規約の第3回日本政府報告の審査が行われる機会に、国連ジュネーブ事務局を訪れ、過労死問題の現状をアピールしたことを報告しました。遺族の方が次々と、家族が過労死した時の生々しい実態や、今も悔しい思いを持ち続けていること、「二度と同じことが起こってほしくない」と、過労死防止基本法制定に向けた思いを語りました。(京都センター 新谷一夫)

**北海道 勇気と希望を与えてくれた40年**

5月25日、北海道職対連への北海道センター設立40周年記念講演会は98人が参加し、その後のレセプションには40年の歴史を担った役員、支えた団体・個人の皆さんが参加し、あらたな前進を誓い合う活気に満ちた場となりました(写真)。



レセプションには歴史を作ってきた役員をはじめ弁護士、医師、研究者、被災者団体、加盟団体役員・個人など78人が参加しました。

福地理事長は「記念講演会で40年を振り返り、現状を考え、今後の課題が示され、学びになりました。楽しく交流しあい、明日に向かってゆきたい」と挨拶しました。全国センター副理事長の田村昭彦氏は来賓の挨拶で「全国センターへの結集と更なる活動の飛躍を」と呼びかけました。乾杯の後、「40年のあゆみ」のスライド映像がながされ、懐かしいたたかひの場面を思い起こしました。

その後、初代会長の横山正男氏が「懐かしい方々に逢えてうれしい。読売新聞労組で仲間の腰痛を機に職対連結成に参加しました。その時の学びを生かして地域でのちと健康を守る活動に参加しています」と語りました。続いて初代事務局長池畑勉氏、元会長の八木靖彦氏、名知隆之氏、前事務局長の富田素實江氏からそれぞれ思いのこもったスピーチがありました。各団体、労組の代表などからのスピーチが続き、最後に全員で「仲間のうた」「がんばろう」を合唱しました。明日への活力につながるレセプションでした。

(「いのちと健康北海道センターにゆーす」より)

**各地・各団体のとりくみ**

**全労連 誰もが安心して働き続けられる社会を実現するために**

非正規ではたらくなかまの全国交流集会

全労連は6月1～2日、岩手県一関市で「第21回パート・派遣などの非正規ではたらくなかまの全国交流集会inいわて」を開き、のべ800人が参加。正規・非正規労働者が一体となってディーセントワークの実現、誰もが安心して働き続けられる社会を実現するため、全国各地で奮闘していくことを確認しました。1日目は全体会、2日目の分科会・講座では、かさほらクリニック院長の笠原英樹医師を講師に「メンタルヘルス問題」入門講座も開かれました。

全労連の大黒作治議長（非正規センター代表）が主催者あいさつ。「この間のマツダの判決や生協での無期化転換など、非正規のたたかいで大きな成果をあげている。しかし、安倍内閣は成長戦略として雇用改革を行おうとしており、今、労働者の3分の2の正規労働者を一握りの正規労働者と大半の非正規労働者とし、劣悪な労働条件、低賃金に押し込めるようとしている。参議院選挙で政治の転換をしないと労働条件はよくなる。集会でたたかいを意思統一しがんばろう」と呼びかけました。

いわて労連の金野耕治議長は歓迎あいさつの冒頭、東日本大震災での支援に対する感謝を述べ、「住宅や生業の再建、復興はまだ進んでいない。泣き寝入りする労働者をつくらない、働きがいのある職場をつくる、庶民いじめとたたかう大きな輪をつくらう」と訴えました。

「弁護士は見た！日本の貧困と政治」と題し、宇都宮健児弁護士が記念講演。「失業時の保障、生活保護水



会場の一関文化センター周辺をパレードする参加者

準以上の年金支給、非正規の待遇改善、最低賃金引き上げなどをすれば、生活保護の受給者を減らすことができるのに、政府はバッシングで予算を削減しようとしている。政治は一番立場の弱い人に光をあて、手をさしのべなければならない」と批判しました。

全労連非正規センターの江花新事務局長が基調報告を行い、住民本位の被災地復興、「改正」労働契約法を活用した無期転換や労働条件向上、パート法・均等法の実効ある改正、最低賃金の引き上げ、派遣法の抜本改正などの取り組みを非正規労働者が先頭に立って強化していくこと、そして運動を発展させるためにも地域での交流、宣伝などの取り組みを強化して行こうと呼びかけました。

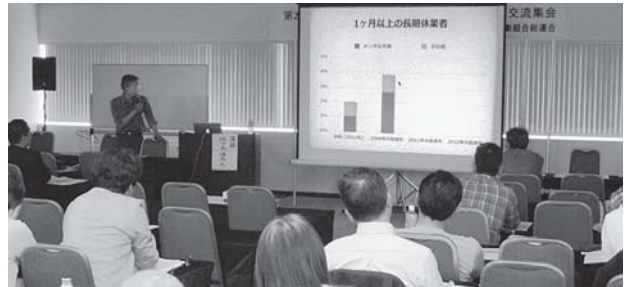
集会後、要求を掲げてパレードを行いました。

(全労連 高島牧子)

**自治労連**

**職場の雇用形態の構成に沿った運動の強化を**

第20回労働安全衛生・職業病全国交流集会



6月1～2日、自治労連は第20回労働安全衛生・職業病全国交流集会を仙台市内で開催し、全体で80人が参加しました(写真)。

記念講演では、大船渡市役所産業医の佐々木道夫氏が、震災直後からの職員の勤務状況、自覚症状、仕事の負担度などの調査結果などを報告しました。「大船渡市職員は、経験したことのない質・量ともに厳しい労働状況で長時間労働、心身ともに負担の大きい業務が続いている。行政派遣職員は、派遣元及び派遣先自治体双方からの大きな期待を背負い、慣れない土地で慣れない仕事をこなしている。派遣先及び派遣元自治体の連携した十分な支援体制が必要」と訴えました。また、メンタル疾患について、医療には限界があり、病気に合わせた職場環境の改善が有効。異動・昇進は大きなリスク要因であり、メンタル不調が発生した際は、個人レベルではなく、職場がチームとして対応することが重要と話されました。

続いて、中原のり子さん(過労死家族の会)が、過労死防止基本法の制定を求める活動について報告。実現に向けて、請願署名へのさらなる支援と協力を訴えました。

松尾泰宏中央執行委員の基調報告では、方針として、「ブラック企業化促進」でなく、過労死防止基本法制定、超勤規制、連続休暇の充実など、人間らしく働くルールの確立こそ求められている、労働者同士の「分断」こそハラスメントの根源、職場の雇用形態の構成にそった運動の強化が求められている。職場の声を集め、身近な要求を取り上げることが労働組合活動の基本。そうした点から労働安全衛生活動を強化することを提起しました。

特別報告は、高知・安芸市職労が安全衛生委員会の体制確立に至るまでの経緯。千葉・船橋市職労は、船橋を含む5都市の労安活動交流。岩手・陸前高田市職労からは、被災者に寄りそった生活再建をすすめていくためには、健康で働き続けられる職場づくりが重要であることが報告されました。

2日目は、①メンタルヘルス・ハラスメント対策②職業病から体を守ろう・委員会の活性③安全な職場をつくらう④長時間労働規制・認定請求・活動交流⑤書記局の健康対策の5つの分科会が行われ、医師、自治労連弁護士、労働基準監督官による講演やレポート報告、とりくみの交流などが行われました。(自治労連 坂井志乃)



**各地・各団体のとりくみ**

**香川  
友の会**

**遺族補償や労災申請の方法など寄せられる  
アスベスト被害電話相談会**

香川アスベスト被害者を守る友の会は5月12日、アスベスト被害についての電話相談会(写真)を行いました。前日と当日で8件の相談がありました。

当日は、開始時間とともに受話器のベルが鳴りました。アスベスト健康手帳を持つ人からの電話でした。続いて、「大工をしていた主人が肺がんで亡くなった。治療中にアスベスト被害と聞いているが遺族は救済されないか」という相談。

石材業者の息子からは、「13年前に亡くなった父は死因は食道がんと言われたが、治療した医師からアスベスト肺と聞いている。研磨剤にアスベストが使用されている。環境省は認定できないと言うが納得できない」と相談がありました。

また、「1963年から空調工事で働いてきた。中皮腫と診断され、抗がん剤で治療している。労災申請をしているが他県の病院へ行きたい」などの相談がありました。

宣伝チラシを見た人から、当日は電話ができないからと事前にも電話がありました。「建材販売をしていて中皮腫で亡くなった」「ずい道工事で働いて肺がんで死亡、12年前になるが申請できないか」、「スレート施工工事で働き、2012年に肺ガンで亡くなっている。労災申請したい」「大工で肺ガンでなくなっているが労災になるか」等の4件の電話がありました。



相談会の周知は、5月6日に地元紙1紙に2市・2万6000枚を折り込みました。また、新聞5社と放送7社に報道してくれるよう申し入れを行いました。報道されたのは全国紙の2社にとどまりました。

独自の周知が不十分でしたが、8件の相談があったことで、アスベスト被害者救済の活動をもっと粘り強く続けることが大切であると認識しました。

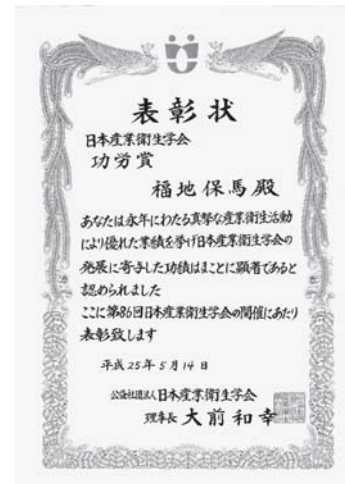
(香川アスベスト被害者を守る友の会 合田恒彬)



働くもののいのちと健康を守る全国センター・福地保馬理事長が、公益社団法人日本産業衛生学会より功労賞を授与されました。

「長年にわたる真摯な産業衛生活動により優れた業績を挙げ日本産業衛生学会の発展に寄与した功績」に対する賞です。

表彰式(写真)は、5月14日開催の同学会総会において行われ表彰状と楯が贈られました。



**シリーズ 相談室だより (23)**

**立証困難な自宅仕事も認める意向を示す**

5月16日、神奈川センターは定例の労働局との交渉をおこないました。労働時間の調査についての要求の中で、自宅での労働時間が立証できないケースの場合、妻や同僚の証言をもとに労働時間を加味するよう要望しました。これに対して労働局の回答は「同僚の証言も成果物として認めていきたい」というものでした。

最近係った業務上の過労死が認定された事案でも、「自宅での携帯のやり取りについては労働時間として加味していきたい」として認定されました。

自動車部品メーカーから預かった部品を日産・ホン

ダ・スバル等に納品する仕事で、毎日自宅に帰るのは午後10時~12時。早い日でも9時で、自宅に帰っても電話による仕事をしていました。この件について労基署は「自宅での仕事については、何時間行ったとは言えないが、電話のやり取りは業務として加味していきたい」と言っています。

さらに労基署は、現場を見てほしいとの要求に応え現場検証を行い、「現場を見てよかった」との感想も寄せられました。

被災者が自宅での労働時間を立証するのは大変ですが、粘り強い交渉で実現させることができました。

(神奈川センター 稲木健志)

**インフォメーション**

**厚生労働省が「職場における腰痛予防対策指針」を改訂**

腰痛は業務上疾病の中で一番多く発生していますが、厚生労働省は、職業性疾病の多くを占める腰痛が社会福祉施設などにおいて増加しているところから、社会福祉施設での介護作業などにおける腰痛予防対策の研究をもとに、「職場における腰痛予防対策指針」の改訂作業を今年1月から開始しました。3月までに4回の審議を行ない、6月に改訂案を発表する予定です。

これまで、腰痛予防対策指針は平成6年に出されていましたが、最近の腰痛発生状況をふまえて、「職場における腰痛予防対策指針の改訂及びその普及に関する検討会」(座長・甲田茂樹独立行政法人労働安全衛生総合研究所グループ座長)を設置し検討作業をはじめていたものです。

**社会福祉施設の災害性腰痛は、この10年で3倍**

2011に発生した休業4日以上腰痛は、約4822件で、職業性疾病の6割を占めています。

その中でも、社会福祉施設における腰痛は19%を占め下表のように、この10年3倍に達しています。

この他、陸上貨物運送業や、小売業においても10年前と比較し10%程度増加しています。さらに全業種での腰痛発生件数も増加傾向にあり、早期の腰痛予防対策の確立が求められていました。

介護や看護作業での腰痛対策では最近の研究から介護業務においても、腰部に負担の少ない介護・介助方法などの知見も得られていることや、今後介護労働に従事する労働者の増加が見込まれていることから、現状に合った腰痛予防対策指針に改訂することが、検討会の目的となりました。

**事業者が労働者の健康を守る義務**

改訂「指針案」では「事業者は労働者の健康を守る義務を有しており、各事業場において事業者・安全衛生担当者が中心となり、本指針に示した腰痛の基本的な予防対策を踏まえ、各事業場の作業実態に即した対策を講ずる必要がある」と予防対策の原則を示しています。

その上で、改訂指針では一般的な腰痛の予防対策を示したうえで、腰痛の発生が比較的多い

- (1) 重量物取扱い作業
- (2) 立ち作業
- (3) 座り作業
- (4) 福祉・医療等における介護・看護作業
- (5) 車両運転等の作業

などの作業と業務についてその対策を示しています。その上で「作業管理」「作業環境管理」「健康管理」の3管理と「安全衛生教育」の徹底などの安全衛生管理体制とリスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの整備を強調しています。

業種別腰痛発生状況の推移 (保健衛生業)

発生年	医療 保険業	社会福祉 施設	その他 保健衛生業
2002	277	363	12
2003	345	457	11
2004	337	527	23
2005	369	603	26
2006	331	723	13
2007	418	786	20
2008	421	924	29
2009	380	895	15
2010	386	969	18
2011	390	1002	27
2012 ※	286	797	16

※) 2012年は昨年12/28時点での暫定値

さらに腰痛の発生が多い重量物の取扱いでは、その基準として「満18歳以上の男子が人力のみにより取扱う重量は体重のおおむね40%以下になるように努める。女子労働者はさらに男性が取扱うことのできる重量の60%までとする」ことが示されています。

改訂指針ではさらに「介護・看護作業でのアクションチェックリスト」「施設介護での作業標準の作成例」「訪問介護での作業標準の作成例」「車両運転等の作業におけるアクションチェックリスト」「介護作業員の腰痛予防対策チェックリスト」が示されています。

そして日常的なストレッチの仕方として「事務作業スペースでのストレッチング」「介護・看護作業でのストレッチング」「車両運転等の作業でのストレッチング」が図解されています。

これらの改訂案では前述の福祉・医療等における(保育も含む)介護・看護作業での腰痛予防が新しく追加されたことも特徴です。

これまでも腰痛対策は、労働者・労働組合の大きな課題でしたが、今日の改訂指針を安全衛生委員会で学習・審議して職場・労働組合で積極的に活用し、職場にあった対策を確立することが大切です。

安全衛生委員会でこの改訂予防対策指針の課題をくり返し点検し、職場労働者全体の共通の対策とすることが必要です。(東京社会医学研究センター 村上剛志)

※全国センターでは関連する労働組合の意見をまとめ、3月11日に要望書を提出。(通信4月号に掲載) (「腰痛予防対策指針」は6月18日、発表になりました。)